

解説

IFRS最前線

IFRSはどのようにして作られるのか

このところ、IASB（国際会計基準審議会）から公開草案等の公表が相次いでいるが、IFRS（国際財務報告基準）がどのような手続を経て作成されているか、読者の皆様はご存じであろうか。会計基準書や解釈指針等を作成する意見公募手続は「デュー・プロセス（due process）」といい、IASBとIFRS解釈指針委員会（旧IFRIC）について、それぞれデュー・プロセス・ハンドブックが公表されている。所定のプロセスを経て会計基準書や解釈指針が作成されるということは、IFRSの透明性を確保するために必要不可欠であり、米国や我が国がIFRSを採用（アドプション）するための要件にもなっている。

IASBは、これらのデュー・プロセスを分かりやすく解説するために、上記のハンドブックに加えて、「How we consult」という小冊子をウェブサイト上で公表している。本稿では、この小冊子やIASBデュー・プロセス・ハンドブックの内容を引用しながら、IFRSの基準書や解釈指針が、どのような手続を経て作成されているのかをご紹介しますこととしたい。

1 会計基準書の作成過程

会計基準書は、主に、以下のよう
な過程を経て作成される。

- ① 審議事項の決定
- ② ディスカッション・ペーパーの作成と公表、コメント募集
- ③ 公開草案の作成と公表、コメント募集
- ④ 最終基準書の公表
- ⑤ 適用後レビュー

① 審議事項の決定（Agenda decision）

IASBは、受領したコメントや助言を考慮して、審議事項を設定する。必要と認められれば、事前にリサーチ・ペーパーが作成されることもある。IASBは、それぞれの審議事項を決定するに先立ち、利害関係者と公開の協議（コンサルテーション）を行うとともに、IFRS諮問会議（旧SAC）のメンバーやIFRS財団評議員会とも協議を行う。IASBデュー・プロセス・ハンドブックの第21項では、提案されている審議事項が利用者のニーズに合致するかを判断するに当たり、IASBは、次の事項を検

討するとされている。

- (a) 情報利用者にとっての目的適合性及び提供され得る情報の信頼性
- (b) 利用可能な現行のガイダンス
- (c) さらなるコンバージェンスの可能性
- (d) 開発されるIFRSの質
- (e) 資源上の制約

主要なプロジェクトの場合には、IASBでは専門家による作業グループが組成されることもある。IASBのスタッフは、プロジェクトが完了するまで、作業グループのメンバーと協議しながら作業を行うことになる。

スタッフによるプロジェクト・チームは、IASBボードメンバーの支援を受けながら、検討とディスカッションを行うための一連の文書を作成する。IASBの会合は公開の場で行われ、インターネット経由でウェブ配信される。スタッフが作成した文書は、「オブザーバー・ノート」として、IASBのウェブサイトから入手することができる。

② ディスカッション・ペーパーの作成と公表、コメント募集

IASBは通常、新規の重要なトピックに関する論点を説明し、関係者からの早期のコメントを促す手段として、当該トピックに関するディスカッション・ペーパー（以下「DP」という。）を最初の文書として公表する。通常、DPには、論点の包括的な概要、論点を取り扱う場合に考えられるアプローチ、起草者又はIASBの予備的見解、及びコメント募集の案内が盛り込まれる。

IASBとスタッフは、新基準の開発に当たって幅広いインプットを求めするために、円卓会議やディスカッション・フォーラムを含む、包括的なアウトリーチ活動のプログラムを実施する。協議プロセスを通じて受領したフィードバックは、今後の進め方を決定する前に、IASBにおいて分析・議論される。受領したコメント・レターはすべて、IASBのウェブサイトで公表される。コメント募集のための公表期間は最低30日間であるが、実際には4か月から6か月間公表されることが多い。DPを公表しない場合には、IASBはその理由を説明することになっている。

③ 公開草案の作成と公表、コメント募集

公開草案（Exposure Drafts: ED）の作成は、DPに対して寄せられたコメントやIFRS諮問会議、その他の利害関係者からの提案や彼らとの協議に基づいて、IASBが論点を検討することから始まる。IASBは、会議で論点を解決した後、スタッフに公開草案を起草するよう指示する。草案が完成し、それについてのIASBの投票が行われると、IASBは、

コメントを求めて公開草案を公表する。公表期間は最低で30日間、最大で4か月間とされている。

コメント募集期間が終了すると、IASBは、寄せられたコメント・レターとその他の協議結果をレビューする。論点をさらに掘り下げ、さらなるコメント及び提案を求める手段として、IASBとスタッフは、円卓会議やディスカッション・フォーラムを含む、包括的なアウトリーチ活動を開始する。IFRS諮問会議やコメントの提出者と追加的に協議を行うこともある。

④ 最終基準書の公表

基準の開発はIASB会議で行われるが、IASBは当該会議で、公開草案に対して寄せられたコメントを検討する。公開草案からの変更点については、ウェブサイトに掲載される。

公開草案から生じた論点について結論に達したと考える時点で、IASBは、スタッフに基準書を起草するよう指示する。最終的にデュー・プロセスが完了し、すべての論点が解決され、かつIASBメンバーが公表に賛成した後にIFRSが公表され、それに続いて、プロジェクト・サマリー及びフィードバック・ステートメント並びに影響分析があれば公表される。フィードバック・ステートメントは、特定のプロジェクトにおける大所高所からの概要や要約を提供するために公表されるものであり、IASBが当該プロジェクトについてどのような協議を行ったかや、協議を通じて提起された重要な論点について、IASBが下した決定の根拠の概要を記したものである。

基準書が公表された後、IFRSを適用する各地域は、それぞれ定められている地域特有の承認（エンドースメント）手続に入る。基準書の公表後、実際に適用されるまでには、通常1年から2年間の期間が設けられる。

⑤ 適用後レビュー（Post Implementation Review）

IASBは、通常、新たなIFRS基準書が適用されてから2年後に、適用後レビューを実施する。こうしたレビューは、当該基準が意図したとおりに機能しているかどうかを検証し、協議過程を通じて提起された懸念に対して、適切に対処できているかどうかを確かめるために行われる。

2 IASBと利害関係者との間の意思疎通の手段

① IASBから発信される情報を入手する手段

IASBは、利害関係者に対し、人づて、オンライン双方のさまざまな手段によって情報提供を図っており、How we consultでは、次のような手段が紹介されている。

➤ スナップショット・サマリー

あるプロジェクト又は提案の技術的ではない概要を提供する文書であり、主要なデュー・プロセス文書に付随して公表される。公開草案やDPの基礎概念や根拠を説明しており、IASBのウェブサイト上の「Snapshot Library」から入手することができる。

➤ E-mail Alert

IASBのウェブサイトに登録すると、IASBの活動に関するE-mail

Alertを定期的に受け取れる。

これによって、登録者は、ある特定のプロジェクト、あるいは複数のプロジェクトについて、目的や興味に応じた情報を手に入れることができる。このシステムへの登録者は、10万人を超えている。

➤ IASB会議の傍聴

IASB会議は公開で行われているため、現場で傍聴することも可能であり、インターネット経由で視聴することもできる。公開の会議で議論されるすべての文書は、オブザーバー・ノートとして入手することが可能である。さらに、会議で行われた意思決定の詳細は、会議終了後、間もなく公表される（IASB Update）。

➤ Podcast summary

毎月のIASB会議のPodcast summaryを、会議終了後ほどなくしてIASBのウェブサイトから入手することができ、i-tuneやRSSを通じてダウンロードすることができる。このPodcast summaryは、30分程度の長さで、議論された主要なトピックやプロジェクトの概要をつかむことができる。

➤ 各地域のIFRSカンファレンスへの参加

毎年、世界中のさまざまな都市（アムステルダム、ソウル、東京、ニューヨーク等を含む）でIFRSのカンファレンスが開催されている。このような地域ごとの会合に参加することによって、その地域や各地の会計基準設定主体が抱えている関心、問題点や懸念について理解する機会を得ることができる。参加者は、IASBのボードメンバーやシニアス

タッフ、各国の会計基準設定主体や組織のリーダーと直接交流をすることができる。

➤ 「投資家の視点」のブログ

IASBは、投資家やその他の財務諸表の利用者は重要な利害関係者であると認識しており、IASBの詳細でテクニカルな提案にコメントしたり、議論に参加したりする時間がないこれらの人々のニーズに応えるために、「投資家の視点」というブログを開設している。このブログは、アナリスト出身のボードメンバーが執筆しており、3,000名を超える登録者がある。

② IASBと議論をするための機会と手段

➤ 円卓会議

円卓会議は、外部の参加者とIASBメンバーとが公開でディスカッションする機会であり、コメント期間が終了した後に行われる。これらのセッションを通じて、参加者たちは、IASBに対して貴重な意見をインプットすることができ、論点や懸念事項についてディベートをすることができる。IASBは、提案内容の明確化や前提条件の説明のための機会としても、円卓会議を活用している。

➤ 地域におけるディスカッション・フォーラム

ディスカッション・フォーラムは、各国の会計基準設定主体といった第三者機関が主催する。これらのフォーラムは世界各地で行われ、それぞれの地域を基盤とする利害関係者がIASBの代表者と会い、コメントを求められているプロジェクトについ

て議論する。

➤ 双方向のウェブキャスト

双方向のプレゼンテーションがIASBの事務所から生放送で届けられ、リアルタイムで視聴することができる。参加者は、スライドを見たりコメントを聞いたりすることができる。ウェブ経由（電話で行うこともある）で質問をすることもできる。ウェブキャストは、終了後、ダウンロードすることもできる。

➤ アウトリーチ会合

IASBのスタッフとボードメンバーは、定期的に教育セッションを設けたり、利害関係者との会合やカンファレンスに出席したりしている。アウトリーチ会合は、関連する組織に意見発信する機会を提供するとともに、IASBがコメントを求めている提案についての見解を述べ、ディベートを行う機会を提供している。

➤ IFRS諮問会議との協議

IFRS諮問会議は、IASBの公式な諮問機関であり、財務諸表の利用者、作成者、アナリスト、学者、監査人、規制当局、専門的職業団体、投資家グループといった、IASBの作業の影響を受けたり、関心を抱いたりしている幅広いグループの代表者たちによって構成されている。諮問会議のメンバーは、IFRS財団の評議員によって指名される。諮問会議は、年に3回の会合を行い、IASBが取り上げる審議事項や作業計画を含む、幅広い論点について助言を行う。

➤ 代表者グループとの公開ディスカッション

IASBは、それぞれ年間3回ずつ、投資家や作成者の代表者との公式な

会合を行っている。前者は、ARG (Analyst Representative Group)、後者は、GPF (Global Preparer's Forum) と呼ばれる。これらの会合は公開されており、インターネット経由で視聴することもできる。

➤ 作業グループ

作業グループは、プロジェクトの計画段階で組成され、プロジェクトの継続期間中、IASBが、特定の利害関係者や優れた専門性を持つ代表者の知見と経験を得ることができるようにデザインされている。作業グループは、正式な勧告をすることはできないが、作業が開始されたならば、IASBは、重要な決定に当たって作業グループと協議するとともに、プロジェクトの進捗状況について定期的に報告する。作業グループの会合は、一般に公開されている。

➤ 専門家諮問パネル

専門家諮問パネルのメンバーは、作成者から選ばれるが、財務諸表の利用者、規制当局、監査人が含まれることもある。このパネルの役割と重点の置き方は時と場合によって異なるが、パネルはIASBのプロセスに対して、専門的なインプットを提供する。例えば、パネルは実務における最善の技法をレビューし、必要な追加的な実務ガイダンスを定式化するのを助けることがある。

➤ 各国の会計基準設定主体との交流

IASBは、全世界的な財務報告に関する論点を、各地域特有の観点においてよりよく理解するために、世界中の会計基準設定主体と協力しながら作業を行っている。各国の会計基準設定主体は、IASBの公式な協

議プロセスにおいて各地域特有の観点を表明する。各国の会計基準設定主体は、しばしばIASBと共同でアウトリーチ活動を主催したり、新基準の開発に資するような研究を行ったりもする。

③ IASBに対して、自分の見解を表明する手段

➤ コメント・レターの提出

コメント・レターは、IASBの審議プロセスにおいて、重要な役割を果たす。IASBに送付されたコメント・レターにタイムリーにアクセスすることができるようにするため、提出されたコメント・レターは、ウェブサイト上で公表される。

IASBは、コメント期間内に提出されたコメント・レターをレビューし、それらの分析と要約を、オブザーバー・ノートとしてまとめてウェブサイト上で公表する。

➤ 利害関係者との会合

IASBとの面談形式の会合や小グループによる会合も行われている。これらの会合において、特定の利害関係者からのフィードバックに耳を傾け、対話をすることによって、より幅広い示唆を得ることができる。

➤ ネット上の調査への参加

利害関係者がオンライン調査に参加することによって、IASBとつながる方法もある。これらの調査は、ある特定のアプローチを支持したり、あるいは反対したりする場合の証拠を作るためにデザインされている。このような調査は、面談方式の会合やコメント・レター手続を補完する位置付けとなる。

④ IASBからのフィードバックを

入手する手段

➤ フィードバック文書

フィードバック文書は、すべての主要なプロジェクトについて作成され、プロジェクトの概要と要約とが提供される。そこでは、IASBがどのようにしてインプットを求め、フィードバックに対してどのように対応したかが説明されている。また、IASBが行った決定の根拠の概要も記されている。主要なプロジェクトでは、IASBは、コメント・レターの提出者に対し、フィードバック・ステートメントを配布する。

➤ 結論の根拠

提案された文書及び最終基準書には、結論の根拠が付随している。そこには、協議期間中に受領したコメントに対し、IASBがどのように対応したかが記されている。

➤ コメント・レターの分析とアウトリーチの要約

コメント期間が終了すると、IASBは、コメント・レターの分析を実施する。これらの分析においては、幅広いテーマが特定され、IASBがどのように対応したかについての詳細が文書に盛り込まれる。また、IASBは、アウトリーチ活動から得られたフィードバックの要約も提供している。例えば、IASBは、利用者によるインプットと調査結果を公表しており、これらは、IASBのウェブサイトから入手することができる。

3

ケース・スタディ (IFRS第9号の場合)

これまで、IASBのデュー・プロ

セスやIASBと利害関係者との間のコミュニケーションの手段等について述べてきたが、ここで、今現在で最も直近に公表されたIFRSの基準書であるIFRS第9号「金融商品」を例に取って、最終の基準書が公表されるまでに、実際にどのような手続や活動が行われたのかをご紹介しますこととしたい。

IFRS第9号は、現行のIAS第39号「金融商品：認識及び測定」を見直すプロジェクトの第1弾であり、金融商品の分類と測定を規定する基準書である。

① 基準書開発のタイムテーブル

IFRS第9号の開発過程を時系列で示すと、以下のとおりとなる。

2009年4月 IASBは、IAS第39号の置換えを段階的に行うことを発表
 7月 公開草案「金融商品：分類と測定」を公表
 9月 コメント期間終了。受領したコメントについてのIASBの議論開始
 11月 IFRS第9号「金融商品」を公表

② 統計的なデータ

- ✓ このテーマのE-mail alertへの登録者数 7,097名
- ✓ 10回にわたるウェブキャストの生中継に参加した者の数 6,000名超
- ✓ 個人及び団体から受領したコメント・レターの数 245通 (18か国)
- ✓ 対面方式の小グループでのディスカッション実施回数 100回超
- ✓ 1回のアナリスト・カンファレ

ンス・コールにおける参加者数 100名超

- ✓ 受領したフィードバックについて、IASBで議論した時間 33時間
- ✓ 公開の円卓会議 5回 (日本、英国、米国)

③ 受領したフィードバックへの対応

IASBは、受領したフィードバックについて検討を行った後、当初の提案を、以下のように強化した。

- ✓ 金融資産をどのように分類するかを決定するに当たっては、企業のビジネスモデルが重要であることを強調することにした。
- ✓ 金融負債の分類と測定を、提案では一緒に行っていたが、フィードバックを受けて、金融負債についての検討を切り離し、金融資産とは別途に行うようにした。
- ✓ ビジネスモデルが変化した場合には、金融資産の再分類を要求するようにした。

④ 最終基準書

IFRS第9号は、投資家及びその他の利用者が金融資産の会計処理を理解する能力を強化し、以下によって複雑性を軽減する。

- ✓ 分類区分及び測定属性数の削減
- ✓ 将来キャッシュ・フローに関する有用な情報をもたらす分類区分の導入
- ✓ 組込デリバティブに関する複雑で、ルール・ベースの規定の撤廃
- ✓ 単一の減損処理方法の確立

国のSECが行う予定であり、IASBとFASBは、コンバージェンス作業を完了させるべく、覚書上で特定された多くのプロジェクトについて、急ピッチで基準書の開発作業を進めている。公開草案等の協議文書の公表が一時に集中するのを避けるため、財務諸表の表示など、一部のプロジェクトについては、作業の先送りが行われたものの、2011年中に、極めて多くの重要な基準書や協議文書がIASBから公表されることとなる。今後、IFRSを我が国に円滑に導入するためにも、本稿で紹介したような、IASB側との意見交換、インプットの機会等を十分に活用して、我が国の主張を、効果的にIFRSの基準書に反映させていく必要がある。

(自主規制・業務本部 研究員／
公認会計士 吉田健太郎)

4 おわりに

2011年には、IFRSを自国企業に強制適用するかどうかの判断を、米